

別表4 医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等

(医療関係資格)

資格名	根拠法
医師	刑法第134条第1項
歯科医師	刑法第134条第1項
薬剤師	刑法第134条第1項
保健師	保健師助産師看護師法第42条の2
助産師	刑法第134条第1項
看護師	保健師助産師看護師法第42条の2
准看護師	保健師助産師看護師法第42条の2
診療放射線技師	診療放射線技師法第29条
臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律第19条
衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律第19条
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法第16条
作業療法士	理学療法士及び作業療法士法第16条
視能訓練士	視能訓練士法第19条
臨床工学技士	臨床工学技士法第40条
義肢装具士	義肢装具士法第40条
救急救命士	救急救命士法第47条
言語聴覚士	言語聴覚士法第44条
歯科衛生士	歯科衛生士法第13条の5
歯科技工士	歯科技工士法第20条の2
あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条の2
はり師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条の2
きゆう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条の2
柔道整復師	柔道整復師法第17条の2
精神保健福祉士	精神保健福祉士法第40条

[守秘義務に係る法令の規定例]

○刑法第134条

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

○保健師助産師看護師法第42条の2

保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなつた後においても、同様とする。

【参考2】

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための  
ガイドライン」に関するQ&A（事例集）〈抜粋〉

〈平成17年5月20日追加〉

Q5-17 大規模災害や事故等で、意識不明で身元の確認できない多数の患者が複数の医療機関に分散して搬送されている場合に、患者の家族又は関係者と称する人から、患者が搬送されているかという電話での問い合わせがありました。相手が家族等であるか十分に確認できないのですが、患者の存否情報を回答してもよいでしょうか。

A5-17 患者が意識不明であれば、本人の同意を得ることは困難な場合に該当します。また、個人情報保護法第23条第1項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の「人」には、患者本人だけではなく、第三者である患者の家族や職場の人等も含まれます。

このため、このような場合は、第三者提供の例外に該当し、本人の同意を得ずに存否情報等を回答することができ得ると考えられるので、災害の規模等を勘案して、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることによる本人や家族等の安心や生命、身体又は財産の保護等に資するような情報提供を行うべきと考えます。

なお、「本人の同意を得ることが困難な場合」については、本人が意識不明である場合等のほか、医療機関としての通常の体制と比較して、非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理と考えられる場合も含まれるものと考えます。

Q5-20 Q5-17のような状況において、報道機関や地方公共団体等から身元不明の患者に関する問い合わせがあった場合、当該患者の情報を提供することはできますか。

A5-20 報道機関や地方公共団体等を経由して、身元不明の患者に関する情報が広く提供されることにより、家族等がより早く患者を探しあてることが可能になると判断できる場合には、A5-17のように「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するので、医療機関は、存否確認に必要な範囲で、意識不明である患者の同意を得ることなく患者の情報を提供することが可能と考えられます。具体的な対応については、個々の事

例に応じて医療機関が判断する必要があります。

<平成17年11月29日追加>

Q5-24 警察や検察等捜査機関からの照会や事情聴取に関して、「第三者提供の制限の例外」に該当する場合には、どのようなものがあるでしょうか。-

A5-24 警察や検察等の捜査機関の行う刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会は、相手方に報告すべき義務を課すものと解されている上、警察や検察等の捜査機関の行う任意捜査も、これへの協力は任意であるものの、法令上の具体的な根拠に基づいて行われるものであり、いずれも第三者提供の制限の例外である個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当すると解されています。

また、個別の犯罪捜査以外でも、例えば、災害発生時等に警察が負傷者の住所、氏名や傷の程度等を照会する場合等公共の安全と秩序の維持の観点から照会する場合は、同法第23条第1項第4号の「国の機関が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合」で、「本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当すると考えられます。

Q5-25 警察や検察等捜査機関から患者の状況について照会や事情聴取があった場合、患者本人の同意を得ずに回答できるのでしょうか。個人情報保護法の施行を機に警察等からの照会等に対する取扱いを変えた方がいいですか。

A5-25 警察や検察等捜査機関からの照会や事情聴取は、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、患者本人の同意を得ずに回答しても同法違反とはなりません。また、災害発生時等における照会については同法第23条第1項第4号に該当すると考えられることから、これらに関する取扱いを変更する必要はなく、従来どおりの対応が可能と考えます。

なお、上記照会や事情聴取により求められた患者の状況その他の医療情報を患者本人の同意なく提供することが民法上の不法行為を構成することは、通常は考えにくいと思われます。もっとも、求められた以外の情報を提供した場合には、損害賠償を請求されるおそれも否定できません。照会や事情聴取に応じ警察や検察等捜査機関に対し個人情報を提供する場合には、当該情報提供を求めた捜査官の役職、氏名を確認するとともに、その求めに応じ提供したことを後日説明できるようにしておくことが必要と思われます。

【参考3】

## 財団法人 放射線影響研究所 個人情報保護に関する基本方針

財団法人 放射線影響研究所（以下「当研究所」といいます。）は、平和的目的の下に、放射線の人に及ぼす医学的影響およびこれによる疾病を調査研究し、被爆者の健康保持および福祉に貢献するとともに、人類の保健の向上に寄与することを目的としています。

当研究所の研究成果は、今日、放射線に関わる医療や安全対策などのために、世界中で活用されています。私たちは、ご協力いただいた被爆者の皆様に感謝するとともに、人権の尊重と個人情報の厳重な管理に努めてきました。

このたび制定された個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）では、学術研究はその適用を除外されていますが、これまでの取り組みを踏まえ、この基本方針を定めました。

当研究所は、次の事項を守り、個人情報の適正な取り扱いを図ります。

1. 当研究所は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報保護法を遵守します。
2. 同法の適用が除外される調査研究を行うに当たっては、国が定める「臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省）」、「疫学研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）」等の倫理指針（以下「国の倫理指針」といいます。）を遵守するとともに、次の措置等を実施し、個人情報の保護に努めます。
  - (1) 当研究所は、調査研究を開始する前に、国の倫理指針の遵守状況についてその計画の内容を担当の委員会（人権擁護調査委員会又は遺伝子研究に関する倫理委員会）で審査し、その承認がなければ、当該調査研究を開始しません。
  - (2) 当研究所は、法令等で例外と認められる場合を除いて、ご本人から個人情報を入手する場合には、あらかじめ使用目的を説明します。
  - (3) 当研究所は、法令等で例外と認められる場合を除いて、ご本人の同意なしに、個人情報を第三者に提供しません。
  - (4) 当研究所は、外部の医療施設等に業務を委託するに当たっては、信頼のおける施設等を選択し、個人情報が適正に取り扱われるように契約を取り交わします。
  - (5) 当研究所は、ご本人からの申し出があれば、当研究所が保有する個人情報を開示します。
3. 当研究所は、個人情報の保護を図るため、組織体制及び情報システムの整備に努めます。

この基本方針に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

総務課 個人情報保護相談窓口  
電 話 082-264-7217  
F A X 082-506-1531  
電子メール [privacy@rerf.jp](mailto:privacy@rerf.jp)

平成17年10月11日制定  
財団法人 放射線影響研究所  
理事長 大久保 利晃

<http://www.rerf.or.jp/top/introj.htm>

「財団法人 放射線影響研究所」ホームページより2007.03.15.検索」 「本報告書への転載・許諾日2007.03.19」